

佐賀県立総合看護学院管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

佐賀県知事 古 川 康

佐賀県規則第十五号

佐賀県立総合看護学院管理規則の一部を改正する規則

佐賀県立総合看護学院管理規則（昭和四十三年佐賀県規則第十二号）の一部
を次のように改正する。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第 1 (第 13 条関係)

保健学科の教育内容及び授業単位数

教育内容	単位数	備考
公衆衛生看護学 公衆衛生看護学概論 個人・家族・集団・組織の支援 公衆衛生看護活動展開論 公衆衛生看護管理論	3 15 10 1	健康危機管理を含む。
疫学	2	
保健統計学	2	
保健福祉行政論	4	
公衆衛生看護学実習 個人・家族・集団・組織支援実習 公衆衛生看護活動展開論実習 公衆衛生看護管理論実習	2 2 1	保健所・市町村での実習を含む。 継続した指導を含む。
合計	42	

備考 単位の計算方法は、大学設置基準（昭和 31 年文部省第 28 号）第 21 条第 2 項の規定の例による。

別表第 2 (第 13 条関係)

助産学科の教育内容及び授業単位数

教育内容	単位数	備考
基礎助産学	9	
助産診断・技術学	14	
地域母子保健	1	
助産管理	2	
臨地実習 助産学実習	11	実習中分べんの取扱いについては、助産師又は医師の監督の下に学生 1 人につき 10 回程度行わせること。この場合において、原則として、取り扱う分べんは、正期産・経膈分べん・頭位単胎とし、分べん第 1 期から第 3 期終了より 2 時間までとする。
合計	37	

備考 単位の計算方法は、大学設置基準第 21 条第 2 項の規定の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の日の前日において、現に佐賀県立総合看護学院の学生である者に係る教育の内容は、この規則による改正後の佐賀県立総合看護学院管理規則別表第一及び別表第二の規定にかかわらず、なお従前の例による。